

出入国管理及び難民認定法の見直し・改正を求める意見書

『改正出入国管理法』が6月9日、可決・成立しました。今回の改定によって、難民認定申請中は送還が停止される規定に例外を設け、申請中であっても強制送還が可能となります。母国に帰れない事情を抱えた外国人の送還を容易にしたことは、外国人の身の安全に直結し、生存権を侵害する懸念があります。これは、迫害を受ける恐れがある国への追放・送還を禁じた難民条約のノン・ルフールマン原則に反する国際法違反の危険性を高めるものであり、外国人の生命を危険にさらすものです。

入管庁の難民審査には、審査数にターゲットを設け、申請率を上げる仕組みが残されています。審査には、弁護士との立ち会いも録音録画も認められず、透明性・公平性が担保されているとはいえません。法審査もなく入管庁にこれまで同様の裁量を認めているため、収容期間に上限のない非人間的な扱いが続く懸念が消えません。名古屋入管で死亡したウィッシュマさんのような犠牲者を二度と出さないよう、世界的なスタンダードとなっている独立した難民等保護委員会を設置し、出入国管理と難民保護の機関を分離することが必要です。新設する監理措置制度も、支援者に監視する役目を負わせる懸念があります。

大阪入管で常勤医師が斟酌し外国人を診療していた難民認定審査の実態も明らかになりました。医療体制の改善に取り組むことなしに、改正出入国管理法を運用することは認められません。

長期収容や仮放免中の生活苦を理由に、日本出国を余儀なくされる外国人が後を絶たないことも問題です。仮放免や在留資格のない子どもの意に反した送還、医療を受けさせないなどの行為は子どもの権利条約に違反するものです。

日本の難民認定率は最近伸びてきているとはいえ、2%（2022年）と、G7のどの国と比べても極めて低い状況にあります。出入国管理及び難民認定法の運用まで1年あります。国においては、運用見直しと国際法に準拠した入管法へと法改正することを強く求めるものです。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月16日
東村山市議長 小町明夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

総務大臣